多気浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA）公募型プロポーザル公募要項

１　事業の目的

三重県企業庁（以下「企業庁」という。）の水道用水供給事業及び工業用水道事業においては、令和 6（2024）年 6 月に「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画」を策定し、両事業における温室効果ガス排出量を、2030 年度において 2013 年度比で 47%削減する目標を定めている。

本事業は、PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）により多気浄水場（以下「本施設」という。）に太陽光発電設備を導入することで、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

２　事業内容

（１）事業名　　多気浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA）

（２）事業期間　　基本協定の締結日から太陽光発電設備の撤去完了まで
（電力供給の期間は最長 20 年間）

（３）事業内容　　別添仕様書のとおり

（４）実施場所　　多気浄水場（三重県多気郡多気町相可１７１０）

３　上限単価

次の単価を超えるＰＰＡ単価は失格となります。

17.37 円/kWh（税抜き）

４　参加資格及び契約に必要な要件等

（１）参加資格要件

ア　当該公募型プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　三重県電子調達システム（物件等）の利用登録を行っている者であること。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者でないこと。

エ　本事業と類似の事業履行実績（令和３年度以降に完成した、高圧（又は特別高圧）の受電施設へ 50kW 以上の太陽光発電設備を追加した実績）を有すること。なお、証明するものとして、契約書、仕様書、図面、完成認定書等を提出すること。

（２）契約要件

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（３）その他

ア　本公募は、単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。（ただし、参加受付後、共同事業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。）共同事業体を構成して参加する場合にあっては、各構成員が（１）と（２）の要件及び次の要件をすべて満たしていること。ただし、（１）エについては、代表者又は構成員のいずれかが事業履行実績を有していれば可とする。

（ア）構成員において決定された代表者が、共同事業体の構成員間で締結した協定書において明らかであること。 代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

（イ）共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

イ　太陽光発電設備をリースにて調達する場合は、リース会社を含めた共同事業体とすること。

５　現場・図書調査の受付

（１）受付期間

令和９年１月２２日（金）まで（ただし、休日及び令和８年１２月２９日から令和９年１月３日を除きます）の午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除きます。）

（２）実施期間

令和９年１月２９日（金）まで

（３）受付方法

電話（下記の連絡先）にて受け付けます。

同日に現場調査を希望する事業者が複数重なった場合などは、希望日に見学できない場合がありますので、予めご了承ください。

（４）連絡先

三重県企業庁南勢水道事務所　経営課（担当：世古）

TEL：0598-38-2497　FAX：0598-38-2946　E-mail：suidon@pref.mie.lg.jp

（５）注意事項

・現場調査には事務所職員が同行します。調査の実施にあたっては職員の指示に従ってください。

・図面等の図書閲覧は可能ですが、貸し出しは出来ません。

６　質問の受付及び回答

（１）質問の受付期間

令和９年１月２２日（金）午後４時まで

（２）受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当所属あて電子メールまたはＦＡＸで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】多気浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA)」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、担当窓口の課名、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子メールアドレスを明記してください。

（３）連絡先

三重県企業庁南勢水道事務所　経営課（担当：世古）

TEL：0598-38-2497　FAX：0598-38-2946　E-mail：suidon@pref.mie.lg.jp

（４）質問の内容

原則として、当該事業にかかる条件や公募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

（５）質問への回答

令和９年１月２９日（金）までに三重県ホームページに質問を含めて回答を掲載します。

７　参加受付

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の（４）に定める書類に必要事項を記載のうえ、提出してください。

（１）提出期限

令和９年２月１２日（金）午後４時まで（必着）

（２）提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、上記（１）に定める提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

（３）提出先

〒519-2181 多気郡多気町相可 1710

三重県企業庁南勢水道事務所　経営課

（４）提出書類

ア　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　公募型プロポーザル参加資格確認申請書「３　添付書類」に示す書類

ウ　共同事業体協定書兼委任状（第２号様式）

※共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、共同事業体構成員間で締結した協定書の写しを添付してください。

８　参加資格の確認通知

７（４）により提出いただいた書類を確認し、参加資格の有無について通知を行います。

（１）通知日

令和９年２月１９日（金）（予定）

（２）通知方法

電子メール

※公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）に記載されたメールアドレスに通知します。

（３）通知内容

参加資格を有すると認めた事業者には、その旨連絡するとともに、企画提案書の提出を求めます。

参加資格を有しないと認めた事業者には、その旨、理由を付して連絡します。

９　企画提案書の提出

（１）提出期限

令和９年２月２５日（木）午後４時まで（必着）

※提出期限までに以下の（４）に定める提出書類をすべて提出されなかった場合は、プロポーザルの評価の対象となりませんので、留意してください。

（２）提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、上記（１）に定める提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

（３）提出先

〒519-2181 多気郡多気町相可 1710

三重県企業庁南勢水道事務所　経営課

（４）提出書類及び提出部数

ア　企画提案書(第３号様式から第７号様式)　６部（正本１部、副本５部）

（ア） 事業の実施内容（第４号様式）

１)出力

・想定する太陽光パネルの仕様、個数及び全体の定格出力（kW）、パワーコンディショナの仕様、台数及び全体の最大定格出力（kW）を記載してください。

・JET認証、セキュリティラベリング制度（JC-STAR）の★１取得の確認できる資料を添付してください。

２)システム構成・接続方法

・システム構成図、既設受変電設備への接続方法およびその留意点について記述してください。

３)設置方法

・太陽光発電設備の設置箇所、設置手順(施工フロー)、設置方法（基礎、架台等の仕様概略、参考図等）と留意点を記述してください。

・単位面積当たりの重量（kg/m2）を記載してください。

４）運用方法

・本施設で受電する電力量に関して、PPA事業者による供給分と系統からの供給分について、区別する方法（電力量計の設置場所、計量手順等）を記述してください。
・平常時（本施設で受電する電力が系統及び太陽光発電設備の双方から供給中である場合）の電力潮流と安全性の確保の仕方を記述してください。
・発電電力が消費電力を上回りそうになった場合の動作について記述してください。
・系統停電時（系統の停電発生直後及びその後に本施設の非常用自家発電設備が稼働中の場合）の動作フローと電力潮流と安全性の確保の仕方を記述してください。
・異常発生時（系統停電時及び構内故障による構内停電時に本施設の非常用自家発電設備が稼働しない場合の動作フローと電力潮流と安全性の確保の仕方を記述してください。

５） 枚数

・第４号様式は20ページ以内としてください。

（イ）実施体制（第５号様式）

１）工事遂行能力

①実施体制

・想定している体制を示したうえで、どのように工事を管理していくか記述してください。

②実施工程

・想定している工程を示したうえで、どのように工程を管理していくか記述してください。

２）業務遂行能力

①維持管理計画

・設備能力を維持するためにどのように維持管理（定期点検の方法及び頻度、部品交換計画、遠隔監視の方法、非常時の対応等）をしていくか記述してください。

②維持管理体制

・通常点検時、異常又は故障時、災害発生時等の維持管理体制を記述してください。

３）事業実施中のリスク対応

①リスク想定と対応

・事業実施中に想定されるリスクとその対応方法を記述してください。

②保険

・火災保険、または地震保険への加入の有無を記載してください。

４）事業実施に係る保証

・事業終了時における撤去費用の準備の方法を記述してください。
・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合における、設備の処置方法を記述してください。

（ウ）財務状況（第６号様式）

・事業者（共同事業体で参加する場合は代表者）の過去５年の自己資本比率、流動比率、純支払利息比率、売上高経常利益率を記載してください。また、事業者（共同事業体で参加する場合は代表者）の過去５年分の貸借対照表、損益計算書を添付してください。

（エ）類似実績（第６号様式）

・高圧（又は特別高圧）の受電施設へ太陽光発電設備（250kW以上）を追加した実績を記載してください。

※共同事業体で参加する場合は、代表者又は構成員のいずれかが類似の実績を有していれば、可とします。

（オ）PPA単価（第７号様式）

・事業に要する費用に環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（以下「補助金」という。）を適用した場合のPPA単価（税抜き）が提案単価となります。

・契約単価は実際の補助金の額を控除し算出される単価となります。

（カ）地域貢献（第５号様式）

・工事実施体制において、県内企業（三重県内に本店、支店又は営業所を有する事業者）を活用する場合は第５号様式の①実施体制へ、その活用の仕方を記述してください。

（キ）全体的な留意事項

・企画提案の選定においては、提案者から提出された企画提案書に基づき評価を行い、記述内容に応じて採点します。提案内容を評価しやすいように、具体的に分かりやすく記述するようにしてください。

・提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記述してください。企画提案書の内容は、提案価格の中で実現を約束したものとみなします。また、企画提案書の内容において、２通り以上に解釈できるような記述は避けてください。

・企画提案書に記述された内容は、基本協定書締結時に協議の上、基本協定書の一部となります。

・提出された企画提案書は返却しません。

・企画提案書作成にあたり、第三者（提案者以外のコンサル・専門業者等）から助言を受けること自体は構いませんが、企画提案書が他の提案者と酷似している等、複数の提案者が調整して作成している可能性があると判断した場合、ヒアリングを行います。ヒアリングの結果、企画提案書を自ら作成したことを立証できない場合、企画提案書は無効となります。

・提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しません。ただし、選定を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。

・提出された企画提案書は、提出後に訂正、追加、差し替え及び再提出を行うことはできません。

・Ａ４版を基本とし、一部Ａ３版の使用も認めますが、その場合はＡ４サイズに片袖折りにして綴じてください。

・Ａ４版、片面印刷とし、ページの通し番号を付してください。

・言語は日本語、通貨単位は円としてください。

・ワープロソフト等を使用して記載することとし、文字の大きさは、10pt以上としてください。

・上下左右に20㎜以上の余白を設定してください。

イ　その他提案資料（任意様式）

各様式に記載された内容を補完するための資料があれば提出してください。

10　選定方法

（１）選定委員会の設置

本事業を実施する事業者を選定するため、「多気浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA）事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。なお、選定委員会は非公開で行います。

（２）プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、実施場所等については、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）に記載されたメールアドレスに連絡します。

日時　　令和９年３月１１日（木）（予定）

場所　　三重県企業庁南勢水道事務所（予定）

※具体的な日時、場所は後日連絡します。

実施方法

ア　１事業者につき、３０分（事業者からの説明　１５分、質疑応答　１５分）を予定しています。

イ　当日は質疑に回答できる方が必ず出席してください。

（３）選定手続

選定委員会は、提出された企画提案書について次の「評価項目及び配点等評価表」により審査を行い、企画提案に対する評価点合計が最も高い者を事業予定者として選定します。ただし、事業の品質を確保するため、評価点が 500 点を下回る者は失格とします。また、「評価項目及び配点等評価表」における評価項目（イ）３）②及び（エ）、（カ）を除いた評価項目に記述のない者及び評価項目（オ）で上限単価を超える単価で提案のあった者も失格とします。

評価項目及び配点等評価表

評価項目			評価の視点	配点
（ア） 事業の実施内容 （570点）	1）出力		太陽光発電設備の出力（ｋW）の大きさ	250
	2）システム構成・接続方法		既設受変電設備への接続の実現性を評価	120
	3）設置方法		設置方法、手順及び設置後の設備の安全性を評価	100
	4）運用方法		平常時、非常時の安全性を評価	100
（イ） 実施体制 （180点）	1)工事遂行能力	①実施体制	調査、設計、工事にかかる体制の信頼性を評価	40
		②工程管理	施工スケジュールの確実性を評価	
	2)業務遂行能力	①維持管理計画	維持管理計画の信頼性を評価	40
		②維持管理体制	維持管理体制の信頼性を評価	
	3)事業実施中のリスク対応	①リスク想定と対応	事業実施中に想定されるリスクとその対応方法の的確性を評価	40
		②保険	火災保険、地震保険への加入の有無を評価	40
	4)事業実施に係る保証		事業中止時の措置や事業終了時に備えた撤去費用の保証の確実性を評価	20
（ウ）財務状況（40点）			財務状況について、以下の項目ごとに一定の基準を満たす場合に評価 ①自己資本率（15%以上） ②流動比率（100%以上） ③純支払利息比率（0.7%以下） ④売上高経常利益率（0.0%以上）	40
（エ）類似実績（40点）			太陽光発電設備(250kW以上)の追加工事	40
（オ）ＰＰＡ単価（税抜き、補助あり）（150点）			安価な提案がされているか （評価方法） 上限単価超　失格 上限単価と同額　40点 上限単価未満～15.00円/kWh超　以下の計算式による。 15.00円/kWh以下　150点 （計算式） 点数＝150－110÷（上限単価－15)×(単価－15）円 ※小数点以下切り捨てとする。	150
（カ）地域貢献（20点）			工事にかかる県内企業の活用の有無を評価	20
評価の合計（ 1000点 ）				

※評価項目(イ)３)②及び(エ）（カ）を除いた評価項目に記述のない者は失格とします。

（４）選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対して速やかに事業予定者となったか否かについて電子メール（公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第１号様式）に記載されたメールアドレス）で通知をします。

事業予定者については、担当所属が指示した日までに次のア及びイによる納税証明書及び納税確認書の写しを提出してください。

なお、事業予定者について、４（２）の確認ができない場合は、選定結果が次点の者を事業予定者とします。

ア　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（個人の場合は納税証明書（その３の２）、法人の場合は納税証明書（その３の３）も可）（所管税務署が提出日から前６か月以内に発行したもの）の写し

イ　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が提出日から前６か月以内に発行したもの）の写し

11　契約等

（１）基本協定書の締結

事業予定者で４（２）の確認を受けたものは、速やかに企業庁との電力供給契約締結に向けた太陽光発電設備設置に関する基本協定（企画提案書・仕様書を含む）を締結するものとします。

（２）変更協定書の締結

基本協定書の締結後、補助申請までの間に適用補助金や補助額の変更、詳細設計等により提案内容に変更がある場合は、両者の協議により変更協定書を締結できるものとします。

なお、協議が不成立となった場合、本事業は中止とし、本事業実施に必要となった事業予定者の経費は事業予定者の負担となります。

（３）電力購入契約の締結

ア　契約方法

公募型プロポーザルにより決定した事業予定者と企業庁で太陽光発電設備完成後に随意契約を行います。

イ　契約単価（PPA 単価）

（ア）契約単価は、基本（変更）協定書の PPA 単価（税抜）とします。

（イ）契約単価は、原則として電力供給期間中一定額とし、電力使用量に対する電力料金単価のみとします。月別または時間帯別に異なる単価は使用しないものとします。

（ウ）契約単価は、基本料金単価の設定を行わないものとします。

（エ）契約単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含むものとし、補助金が適用された場合（事業予定者の責により取り消しになった場合を含む）はこれに基づく補助金の額を控除するものとします。
補助金が適用されない場合は、補助金なしの単価で契約をします。
なお、これらの内訳、算定根拠について企業庁に提出するものとします。

ウ　電力量

電力使用量は検定を受けた電力量計により計測された値とします。なお、企業庁の工事等により連続３日を超える太陽光発電設備の停止がある場合は、発電できたものとして電力量を加算します。なお加算する電力量は協議により決定するものとします。

エ　支払条件

毎月、指定した日に検針を行い、PPA 単価（税抜）に使用電力量を乗じた額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を企業庁から事業者に支払います。

12　その他

公募型プロポーザルの応募申請等に要した費用は全て応募者の負担とします。

13　担当所属

〒519-2181 多気郡多気町相可 1710
三重県企業庁南勢水道事務所　経営課（担当：世古）
TEL：0598-38-2497　FAX：0598-38-2946　E-mail：suidon@pref.mie.lg.jp